

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	山下洋史
登録番号又は法人番号	11430607
所属する単位会	熊本県行政書士会
事務所名称	山下交通事故行政書士事務所
事務所所在地	熊本市中央区帯山4丁目55-16 メゾン・ド・ファミリーユ 16
処分年月日	平成28年12月2日
処分内容（種類）	廃業勧告 1年間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>1 行政書士法第10条違反</p> <p>① 会費納入を拒否し、熊本県行政書士会からの提訴判決に伴う差押えを受け、その後現在に至るまで全く会費納入を拒否</p> <p>② 会則第62条に規定する会長の指導調査拒否 3回に及ぶ会長からの呼出に対し、正当な事由なく出頭を拒否</p> <p>③ 会則第52条及びそれに基づく綱紀委員会規則第10条違反</p> <p>④ 平成25年以降業務報告未提出</p> <p>⑤ 熊本地裁からの差押命令を故意に受取拒否し、かつ悪意の転送処置により熊本県行政書士会の債権取立権を妨害</p> <p>2 行政書士法第6条の4違反（事務所変更手続の悪意の懈怠） 現在登録されている事務所を移転し、現在の住民票登録地で業務を継続していることから再三に亘り変更手続勧告をしたが、完全に無視</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>1 行政書士法第10条（行政書士の責務） 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、<u>行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</u></p> <p>① 熊本県行政書士会会則第18条（会費納入について）</p> <p>② 熊本県行政書士会会則第62条（会員に対する指導及び調査）</p> <p>③ 熊本県行政書士会会則第52条及び規則第9号綱紀委員会規則第10条</p> <p>④ 熊本県行政書士会規則第17号業務報告に関する規則</p> <p>2 行政書士法第6条の4 行政書士は、… 登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、…… 変更の登録を申請しなければならない。</p>